

平成22年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表
(環 境 局)

- 1 監査結果公表年月日
平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日
平成27年1月7日（広業一特第49号）
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

光熱水費等の実費徴収について（所管課：環境局業務部業務第一課）	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>広島市役所の職員食堂は、(財)広島市職員互助会（以下「互助会」という。）が、広島市から目的外使用許可を受け、互助会が業者に食堂運営の業務を委託している。</p> <p>職員食堂の運営に係る光熱水費等については、平成15年2月27日付けの「行政財産の目的外使用許可の適正化について（通知）」の「3. その他(1)実費徴収」において、「①行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費については、真にやむを得ないと認められる場合を除き、原則として徴収すること。」としており、実費徴収が原則である。</p> <p>こうした中、環境事業所内の職員食堂については、互助会に対する行政財産使用許可書において「許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等設備の使用料金は、免除する。」と記載されており、光熱水費等の実費徴収は行われていない。</p> <p>光熱水費等を免除する理由として、環境事業所からは「食堂経営が赤字であり業者が撤退する恐れがあること、そのような事態になれば職員の福利厚生上、ひ</p>	<p>環境事業所内の職員食堂については、環境事業所の立地環境の特殊性から、職員の福利厚生のために必要不可欠な施設であると判断されるため、互助会に対して行政財産の目的外使用許可を行うことで、互助会の委託を受けた専門業者によるその運営を確保している。</p> <p>ただし、当該職員食堂は、常に環境事業所の職員の半数以上の利用があるにもかかわらず、その収支において赤字が常態化した状況にあり、その主な要因として、立地環境の特殊性から環境事業所の職員以外の利用がほとんど見込めないことが挙げられるため、業者の経営努力のみでは採算性の確保に限界があるものと思われ、業者がその運営からの撤退を余儀なくされることが常に懸念されていた。</p> <p>このため、当該職員食堂の運営を確保する上で、光熱水費等を免除することは、やむを得ないものと判断してきたものである。</p> <p>こうした中、監査の指摘を踏まえ、業者が今後、光熱水費等の実費相当額を負担しながら当該職員食堂の運営を継続していくための対策について、本市、互助会及び業者で検討を重ねた結果、料金の増額、予約制の導入、従業員数の削減などの対策を講じた上で、平成23年4月分から光熱水費等の実費相当額の徴収を開始したが、利用者が減少し赤字が拡大する恐れがあったため、3年間、食堂の収支状</p>

いては環境事業所の業務遂行上、著しい支障が生じることになり、食堂経営の継続性の観点から、光熱水費等を免除している」との説明を受けた。

しかし、単に赤字を理由に光熱水費等を免除するのではなく、業者の収支報告書、貸借対照表の内容や環境事業所ごとの利用状況（職員食堂利用、弁当持参、外部飲食など）、営業場所、営業時間、販売価格等の制約などの実情調査を実施し、客観的にみて営業努力しても採算性の確保に限界がある場合に、職員の福利厚生のために、施設使用料だけでなく光熱水費等も免除しても、食堂を継続すべきかを広島市全体として判断すべきである。

環境事業所が、食堂経営の継続性の観点から、光熱水費等を免除していることは、「真にやむを得ないと認められる理由」でないと判断する。環境事業所は、原則に基づいて互助会から光熱水費等の実費を徴収すべきである。

況を経過観察した上で、継続運営の可否を判断することとしていた。

この度、実費徴収開始後3年間の食堂の収支状況を検証した結果、今後も継続的に食堂の運営が可能であると判断できたことから、措置について通知を行なうこととしたものである。

平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表
(環 境 局)

1 監査結果公表年月日

平成 2 6 年 2 月 3 日 (広島市監査公表第 2 号)

2 包括外部監査人

世良 敏昭

3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日

平成 2 7 年 1 月 7 日 (広業一特第 5 0 号)

4 監査のテーマ

財政援助団体等に対する負担金，補助及び交付金，委託料の支出等に関する財務事務の執行について

5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

一般財団法人 広島市都市整備公社 業務委託における再委託承認手続の適切な実施について (所管課：環境局業務部業務第一課)	
監査の結果の要旨	措 置 の 内 容
<p>広島市は、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「本団体」という。）に対して、「広島市西部リサイクルプラザ維持管理業務」（以下「本業務」という。）を委託している。</p> <p>本団体は、本業務に関して、受付案内業務、各保守点検業務及び清掃業務等を再委託している。</p> <p>本業務に関して再委託する場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得ることが、市委託契約約款において規定されているところ、市は、本団体に対し、あらかじめ書面により承諾しておらず、契約に違反している。</p> <p>予算書等で再委託することを双方合意していたとしても、その点に関して、契約書に定められていない以上、契約書における再委託の承諾に係る規定を満たしているとはいえない。</p> <p>なお、業務の一部について再委託することを前提として本業務を本団体へ発注しているのであれば、市が前提としている再委託業務については、再委託する理由、再委託先に求められる能力及び再委託先の選定方法等について、発注時に本団体とあらかじめ合意しておき、それらの業務については、契約書又は仕様書に明記した上で再委託承認手続を省略することは可能であると考える。</p>	<p>(1) 平成 2 5 年度分の本団体への委託業務のうち、本団体が平成 2 6 年 2 月以降に再委託を行う業務については、本団体と協議し、再委託を行う際の適正な手続を本団体に遵守させるため、本市が作成した再委託の承認手続に係る所定の申請書等の様式により申請を行わせることとした。</p> <p>(2) その上で、本市としては、審査の結果、次の理由により、平成 2 6 年 1 月 2 8 日付けの書面により当該申請に係る再委託を承認した。</p> <p>ア 本団体が再委託を行う業務は、本団体への委託業務の主要な部分以外の附帯的な業務（以下「附帯業務」という。）であり、かつ、専門性を有する業務であることから、再委託を行う合理的な理由があると認められること。</p> <p>イ 本団体においては、再委託先に求める能力の設定や再委託先の選定方法を本市の取扱いに準じたものに行っているため、再委託先の適切な業務遂行能力及び再委託先の選定方法の適切性が確保されていると認められること。</p> <p>(3) そして、本市において、本団体によって再委託先が適切に管理されているかを監視するため、モニタリングを行った。</p> <p>また、平成 2 6 年度分の本団体への委託業務については、その契約締結前に業務の一部の再委託について本団体と協議を行った。その中で、再委託を行う全ての業務が附帯業務であり、かつ、専門性を有する業務であることか</p>

なお、想定されるリスクを踏まえ、市は、例外的に再委託を承認する場合、市は、次の事項に留意することが必要である。

- ・ 再委託を行う際の手続を受託者に遵守させること
- ・ 再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査すること
- ・ 再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査すること
- ・ 再委託の承認後、受託者によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行うこと

ら、これらについては、包括的に再委託の承認をすることにより個別の再委託承認手続を省略してよいものと判断した。

その上で、再委託先の適切な業務遂行能力及び再委託先の選定方法の適切性を確保するため、委託契約書の中の特記事項として次の旨を明記した上で、平成26年4月1日付けで委託契約を締結した。

ア 再委託のための契約手続において、再委託先に求める能力の設定や再委託先の選定方法などを本市の取扱いに準じたものとする。

イ 包括的に再委託を承認した業務以外の業務について、本団体が再委託を行う場合には、再委託の承認手続に係る所定の申請書等の様式により本市に申請を行うこと。

ウ 本市において、本団体によって再委託先が適切に管理されているかを監視するためのモニタリングを行うこと。

(4) なお、こうした再委託に係る事務の遂行に当たっては、本団体と本市が共に、チェックリストを活用することで、再委託に想定されるリスクを踏まえて留意すべき事項の審査を確実に行うこととし、これにより適正な事務処理の徹底を図った。

(5) 今後も同様の取扱いにより、本団体への委託業務における再委託承認手続の適切な実施を確保していくこととしている。

平成 2 4 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(教 育 委 員 会)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 5 年 2 月 4 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 1 月 6 日 (広市教青育第 1 7 6 号)
- 4 監査のテーマ
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

モニタリングが不十分であることについて (所管課 : 教育委員会事務局青少年育成部育成課)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>広島市国際青年会館において、指定管理者が承認した利用料金の減免申請書に、未記載項目 (減免理由等) があるにもかかわらず、所管課による実地調査において点検していない。</p> <p>減免申請書の適切な記入について、実地調査で点検することが望ましいと考える。</p> <p>なお、補足的な説明にはなるが、現在の一部の減免申請書において、減免理由や減免額を空欄に記入する様式となっていることが、記入漏れの背景にあるものと考えられる。</p> <p>減免は例外的な措置であることから、記入漏れをなくすため、減免理由や減免額の記入は選択式へ様式を変更するなどにより、記載を適切に行うこととなるよう、事務を改善することが望ましい。</p>	<p>毎年 3 月に当該年度分の実地調査を行うこととしているが、この際に、すべての減免申請書について点検することを徹底した。</p> <p>また、指定管理者は、行事内容及び申請者により減免取扱基準に該当することが分かる場合に、減免理由欄が未記入であっても受け付けをしていたが、このようなことのないよう指導した。</p> <p>さらに、減免申請書の記入を容易にし、記入漏れを防ぐため、平成 2 5 年 4 月 1 日付けで、減免申請書の減免理由、減免額、減免取扱基準該当番号の記載を、これまでの記入式から選択式に変更した。</p>